

令和2年5月29日

関係各位

アイ・ティー・エックス株式会社

## 不適切な端末代金値引きの適正化に関する指導について

弊社は総務省から電気通信事業法に基づき、端末代金の値引きの適正化について指導を受けました。これは、2019年10月からの4か月間において、弊社が直接運営する、ならびに弊社代理店が運営するドコモショップの端末販売の中で一部、同法規則に定める上限額を超える利益の提供（2万円を越える値引きを伴う販売）を行ったことによるものであります。

弊社は、今回の指導を真摯に受けとめ、再発防止に向けた社内教育・研修及び管理・監督強化を行い、コンプライアンス遵守に努めてまいります。

以上